

# 一般社団法人 スマートウエルネスコミュニティ協議会会員規程

制定 2018年5月 9日

改定 2019年2月27日

## (定義)

第1条 本規程は一般社団法人 スマートウエルネスコミュニティ協議会（以下、本協議会という）における会員の分類について規定する。

## (会員)

第2条 会員は次のとおりの種別に分類される。

定款上の定義		会費規程における会員種別	
本会員	本協議会の目的に賛同し、本協議会の事業活動に参画する目的で所定の入会手続きにより入会した個人又は団体	会員資格A	(大企業会員) ※ 1 資本金 3 億円以上の企業
		会員資格B	(企業会員)
		会員資格C	(非営利法人・団体会員)
		会員資格D	(自治体会員)
		有識者	有識者会員
		本会員は、どの区分の資格の団体・個人も社員として選任される資格を有する	
準会員	非営利目的で運営される団体等で、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体	社員総会で承認された非営利法人・団体会員で社員として選任される資格を有しない団体	
学会会員	学会等の学術団体であり、理事長又は理事会の推薦を経て、社員総会に承認された団体	社員総会で承認された学術団体会員で社員として選任される資格を有しない団体	

## (会員区分の変更)

第3条 資本金の増加や目的の変更によって、会員種別が変更となる場合は、変更となる事象が発生した翌年度より新規の会員種別を適用する。

## (休会)

第4条 有識者を除く本会員は、第5条に定める手続きを経た場合には休会することができる。

## (休会手続き)

第5条 休会は、前条に定める会員が理事会に本法人所定の様式による休会の申出を行うことにより手続きを開始し、理事会における承認をもって当該会員の休会を認める。

2. 休会申出は次事業年度の開始前までに行うものとし、理事会において承認された場合には、原則として当該会員は次事業年度の開始日より休会扱いとなり、次事業年度以降の年会費が免除されるものとする。ただし、正当な事由により期限までに申出できなかつた場合は、理事会が会員に事情を確認したうえで遡及適用の可否を決定することができるものとし、その場合、理事会は当該事項を社員総会へ報告するものとする。
3. 休会の申出を行った会員につき、未納の年会費がある場合は、原則未納年会費の納入後の休会とする。

(休会中の会員資格)

第6条 休会中の会員は、会員資格は留保したままで会費は免除するものとするが、本協議会主催の会議・分科会等への参加や情報・資料等の受領等本協議会で会員のみが可能な権限行使に関する権利一切を停止する。

2. 休会中であっても、会員の登録情報に変更があつた場合には、その内容を協議会に届出なければならない。

(休会期間と退会および復帰)

第7条 休会期間の限度は2年とし、2年経過後も会員復帰の見込みが立たない場合は、退会手続きをとるものとする。

2. 復帰する場合は、速やかに理事会へ届出る。理事会が承認した場合は、会員は会費の支払等必要な手続きを行い、理事会承認日の属する月の翌月1日を復帰日として復帰する。

(休会に関する規定外事項)

第8条 会員の休会につき、本規程に定めのない事項については、理事会の決議によることとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程は、原則社員総会で改廃を行うが、定款変更を要しない範囲での会員区分と会員種別の変更に関する部分と誤字等軽微な修正については理事会の決議により本規程を変更することができる。

- ※ 1 大企業会員は、資本金 3 億円以上の企業で当該企業の他にグループ会社を制限を設けず会員として登録可能とする。なお、大企業会員のグループ会社として登録されたグループ会社会員についても、本会員として社員に選任される資格を有するものとする。また、ホールディングス体制の企業につき、ホールディングス傘下の主たる企業が大企業会員として入会の場合、ホールディングス傘下の企業をグループ会社とみなす。